

婚姻届 記載例

(日本人同士が日本方式で婚姻する場合) 鉛筆、消せるボールペン等は使用しないでください。

届書は、略字で書かずに戸籍に記載されているとおりの文字で記入してください。

この婚姻届を提出する日を記入してください。届出日が婚姻日になります。

婚姻届

令和〇年〇月〇日届出
愛知県尾張旭市長 殿

受理 令和 年 月 日	発送 令和 年 月 日					
第 号						
送付 令和 年 月 日	長印					
第 号						
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
この届は、あらかじめ用意して、結婚式をあげる日または同居を始める日に出すようにしてください。その日が日曜日や祝日も届けることができます。(この場合、宿直等で取扱うので、前日までに、戸籍担当係で下調べをしておいてください。)
届書は、一通でさしつかえなく、この届書を本籍地でなく、**成人2人の証人が必要です。証人本人が署名、生年月日、住所、本籍を記入してください。(押印は任意です。)**

婚姻前の氏で記入してください。

住民登録されている住所を記入してください。婚姻届と同時に住所を変更する届出(転入届等)をする場合には、新住所を記入してください。※夜間休日等に届出する場合は住所の変更はできませんので、後日開庁時間内に手続きが必要です。

婚姻前のそれぞれの本籍地、筆頭者の氏名を記入してください。筆頭者とは戸籍の初めに記載されている人です。

父母欄には、実父母の現在の氏名を記入してください。養父母がいる場合は、養父母の現在の氏名を記入してください。

結婚式をあげたときまたは同居を始めたときのうち早いほうを記入してください。まだ挙式も同居もしていない場合は空欄で差し支えありません。

令和4年4月1日時点で16歳以上18歳未満の女性(平成16年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた女性)については、未成年(18歳未満)でも父母の同意があれば婚姻することができます。同意は、その他欄や証人欄に記載する方法または「同意書」に記載して添付する方法があります。

それぞれ婚姻前の氏名で署名してください。(押印は任意です。)

(1) 氏名	夫になる人	妻になる人
	おわり 太郎	あさひ 花子
(2) 住所	愛知県尾張旭市東大道町曾我廻間	左に同じ
	2301番地1	
(3) 本籍	愛知県尾張旭市東大道町原田	愛知県長久手市岩作城の内
	2600番地1	60番地1
父母及び養父母の氏名	父 尾張 幸雄	父 旭 忠治
	母 愛知 松子	母 旭 春子
(4) 婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	<input checked="" type="checkbox"/> 夫の氏	<input type="checkbox"/> 妻の氏
	愛知県尾張旭市東大道町原田2600番地1	
(5) 同居を始めたとき	平成〇〇年〇〇月	
	(結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを記入してください)	
(6) 初婚・再婚の別	<input checked="" type="checkbox"/> 初婚	<input checked="" type="checkbox"/> 初婚
	再婚	再婚
(7) 同居を始める前の夫妻のそれぞれの世帯のおもな仕事	夫	妻
	妻	夫
(8) 夫妻の職業	夫の職業	妻の職業
	例) 妻が未成年の場合 この婚姻に同意する。住所 愛知県長久手市岩作城の内60番地1 妻の父 旭忠治 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生 妻の母 旭春子 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生	
届出人署名	夫 尾張 太郎 印	妻 旭 花子 印
事件簿番号	住所を定めた年月日	
	夫 年 月 日	妻 年 月 日
	連絡先 電話 〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇	
	自宅・勤務先 [] 携帯	

証人	尾張 幸雄 印	瀬戸 竹子 印
署名		
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
住所	愛知県尾張旭市東大道町原田 2600番地1	愛知県名古屋市守山区小幡 1丁目3番1号
本籍	同上	愛知県日進市蟹甲町池下 268番

婚姻届により夫婦は同一の氏を称することになります。夫または妻の氏のいずれかを選んでください。氏を称するかたが戸籍の筆頭者でない場合は、夫婦で新しい戸籍がつくられますので、希望する本籍を必ず記入してください。すでに戸籍の筆頭者となっているかたの氏を称する場合は「新本籍」欄は記入しないでください。新本籍は、届出する時点で存在する地番、もしくは住居表示の街区符号までとなります。新本籍を設定することが可能な場合は、新本籍を設定する市区町村役場へお問合せください。

初めての結婚のときは「初婚」に、再婚のときは直前の結婚について「死別」か「離別」をチェックし、死別日もしくは離別日を記入してください。

届出できる場所：夫または妻の本籍地、住民登録地、所在地のいずれかの市区町村(この届出は、夜間・休日でも届出することができます。)
必要なもの：婚姻届1通
夫・妻の戸籍謄本(本籍地の役所に提出する場合は不要)
(例)夫の本籍地A市、妻の本籍地B市、婚姻届出地がA市の場合⇒妻の戸籍謄本が必要
届出を持参する人の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)
※本人確認書類をお持ちでないかたや、夫婦のどちらか一方、使用者のかたでも届出できます。ただし、本人確認ができなかったかたに対して、郵便で婚姻届が出されたことをお知らせします。

※戸籍の届出は、休日や夜間も宿直室にて受付しますが、届書の記載に不備がある場合や必要な書類がない場合等には再度来庁していただくことがあります。
※婚姻届を出されると、住民票の氏や本籍欄は自動的に変更されますが、住所や世帯の合併等は別に届出が必要です。
※氏に変更になるかたがマイナンバーカードをお持ちの場合は記載事項の変更が必要です。
※届出内容が戸籍に記載されるまでに1~2週間程度かかります。
※夫・妻の一方が外国人、または外国人同士の婚姻のときは、取扱いが異なりますので、市民課へお問合せください。

平日の午前8時30分から午後5時までに連絡がとれる電話番号を記入してください。

☆この記載例は、すべてのかたに当てはまるものではありません。詳しくは市民課までお問合せください。

尾張旭市ホームページはこちら⇒

